

神戸川工業用水道事業に係る消費税の過少申告について

企業局

1. 神戸川工業用水道事業の経緯

- (1) 県企業局が工業用水供給を目的に国の志津見ダム建設に参加（S61～H11 39億円）した。
- (2) ダム建設に係る工業用水道事業の負担金の支払いは借入金（企業債）により調達した。
- (3) 企業債（財政融資資金及び地方公共団体金融機構の引受け）の将来の金利負担2億7千万円を解消するため、平成23年度に一般会計補助金を受け企業債を繰上償還した。

2. 国税局の調査

- (1) 平成25年4月から広島国税局による税務調査があり、7月初めに調査結果が確定した。
- (2) 調査では、平成23年度分の工業用水道事業の消費税申告（H24年6月）において、神戸川工業用水道事業の企業債及び県の一般会計からの借入金を返済するための当該年度の補助金収入26億円余の大半は消費税の課税対象収入であり、修正のうえ納付を要するとの指摘があった。

- ・過少申告額 123,082,900円（課税対象約26億円×5/105）
- ・過少申告加算税及び延滞税 23,729,400円

※過少申告加算税：申告額が過少による追加課税、延滞税：納付遅延に係る税

- (3) 国税局の見解は次のとおり。

- ①企業局は、今回の一般会計からの補助金は借入金償還に係るもので課税対象ではないとして申告したが、法令等によれば、最終的にその用途は過去のダム建設負担金という課税対象にあたるものであり、消費税算定に折り込まなければならない。
- ②これまで神戸川工水事業は収入がなく仕入れ消費税の還付を受けていた（95百万円）が、今回の補助金収入は実質的にダム建設負担金に充てられたものであり、過去の還付分を一括して納付する必要があるものである。

3. 企業局の今後の対応等

- (1) 国税局指摘のとおり今後修正申告を行うこととし、9月補正予算で過少申告額123,082,900円、加算・延滞税23,729,400円を予算措置し、議会承認後速やかに納付を行う。
- (2) これらの措置により、今回の繰り上げ償還による県の実質的な財政負担の軽減額は約1億2千万円となる。

4. 再発防止策

- ① 今後の消費税申告においては税務署とよく相談し、確認・調整を行って申告する。
- ② 適切な会計・税務処理のため、公認会計士・税理士の指導助言体制を整備する。
- ③ 研修などを通じて職員の税務知識の習得を強化する。